

名古屋市告示第40号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 551号により指定した要措置区域の一部を解除します。

令和 8年 2月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区宮東町 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ひ
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふつ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課